

特定非営利活動法人 ぱれっと 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人ぱれっとという。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都渋谷区に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、就労・暮らし・余暇などの生活場面において障害のある人たちが直面する問題の解決を通して、すべての人々が当たり前に暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 余暇活動を障害のある人たちと共に行う事業
 - ② 障害のある人たちを対象とした就労支援事業
 - ③ 障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス事業
 - ④ 知的障害者を対象とした国際支援事業
 - ⑤ 国外の民間非営利活動の関係者との交流とそれらに対する研修事業
 - ⑥ 広報、啓発活動事業
 - ⑦ 環境の保全を図るための事業
 - ⑧ その他第 3 条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法という。）上の社員とする。

- (1) 正会員：この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員：この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込み書により、理事長に申込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 死亡又は失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 会費を3年にわたって納入しないとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員で退会しようとする者は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、理事会の議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及び拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員をおく。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 1名以上3名まで
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会の議決において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会において互選する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をする為必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合は、任期末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反のほか役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受ける事ができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
2 総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項
- (11) 法人が解散した際の残余財産の処分

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、少なくとも開催日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会における正会員の議決権は、会費の口数にかかわらず1会員1票とする。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条及び第27条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名または記名押印しなければならない。

第 5 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会は原則として年 4 回開催する
- (2) 理事長が必要と認めたとき
- (3) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (4) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 3 号及び第 4 号の規定による請求があったときは、理事長は、すみやかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長が理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって、開催日を事前に通知しなければならない。但し、全役員の同意があるときには、この手続きを経ずして開催することができる。

(定足数)

第 34 条 理事会は、理事総数の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。但し理事長に支障があるときは、副理事長又は理事長の指名する理事がこれにあたる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項

とする。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者にあたっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出にあてるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の半数以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併、破産手続開始の決定、所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、同種の目的を有する特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人は事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は本会の正会員とする。その任免は、理事長が行う。
- 4 理事は職員を兼職することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。
- 6 事務局は理事会の議決を経た事項を速やかに実施して会の活動を推進するが、緊急を要する事項に関してはその限りではない。

第9章 雑 則

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(附則)

- 1 この定款は、所轄庁の認証を経て登記した日（以下「成立日」という）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立日から平成16年の通常総会までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立日から平成15年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条に定める規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 会費 正会員A 年会費1口6千円を1口以上
正会員B 年会費1口3千円を1口以上
※正会員A、Bは会員の自由選択とし、会員資格および権利は同等とする。
賛助会員 年会費1口1万円を1口以上
※ 個人会員、団体会員とも同額とする。
- 7 この定款は、平成16年5月23日、第5条2、3を削除し、第40条、第43条を改正した。
- 8 この定款は、平成18年5月28日、第5条⑧を追加、第16条を改正した。
- 9 この定款は、平成21年2月14日、第5条③を改正した。
- 10 この定款は、平成22年10月15日、第5条⑨、⑩を改正した(認証書到着は11月2日)。
- 11 この定款は、平成25年9月27日、第5条③、第15条、第15条の2、第22条(4)及び(5)、第51条を改正し、第51条の2を追加した。
- 12 この定款は、令和5年5月27日、第5条を改正し、第5条⑩を追加した。
- 13 この定款は、令和5年10月1日より施行する。
- ~~14 この定款は、令和7年5月24日、第5条を改正し、次の事業を削除した。④知的障害者を対象とした緊急一時保護委託事業⑨障害のある人となない人が共同生活するための事業⑩住宅確保要配慮者を対象とした居住支援事業~~
- 15 この定款は令和7年9月1日より施行する。
- 12 この定款は、平成29年11月1日より施行する。

別 表 設立当初の役員

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
理事長	谷口 奈保子	理 事	西嶋 美那子
副理事長	南山 達郎	理 事	松原 博人
副理事長	相馬 宏昭	理 事	松本 すみ子
理 事	阿部 美代	理 事	山崎 英隆
理 事	浦野 耕司	理 事	吉澤 英子
理 事	高橋 知子	理 事	森 正徳
理 事	谷口 政幸	監 事	鈴木 明男

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人ぱれっと

1 事業実施の方針

「余暇活動支援の場」においてはたまり場ぱれっとの活動、「就労支援」においては、福祉作業所おかし屋ぱれっと、工房ぱれっとの運営、「暮らしの場での援助」においては、ぱれっとホームの運営、「国際協力」においてはぱれっとインターナショナル・ジャパンの運営、その他広報啓発事業など、それぞれのぱれっとセクションの活動を通し、すべての人々が当たり前に暮らせる社会の実現に向け事業を行なう。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【136,053】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
余暇活動を障害のある人たちと共に行う事業	月の余暇プログラム及び各種クラブ活動（ダンス教室、劇団）	通年	渋谷区内または東京都内	1人	障害者とボランティア	70人	2,269
障害のある人を対象とした就労支援事業	クッキー・ケーキなどの焼き菓子作り、縫製・雑貨制作、包装・箱折等の軽作業及び、販売納品企業就労に向けての就労援助	通年	渋谷区内	6人 アルバイト1名	知的障害者	22人	78,277
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	安らげる暮らしの場を提供及び地域での生活支援	通年	渋谷区内	5人 アルバイト11名	知的障害者	14人	54,722
知的障害者を対象とした国際支援事業 国外の民間非営利活動の関係者との交流とそれらに対する研修事業	①スリランカからの研修生受け入れ ②オンラインによる交流	①9月 ②5月・6月・9月・12月・2月	①スリランカ・ネパール ②渋谷区内	1人	障害のある当事者/海外NGO団体	15名	455
広報、啓発活動事業	①つうしん発行 ②書籍、ホームページによる広報活動	①年6回 (5.7.9.11.13) ②通年	①日本、マレーシア、ケニア ②都内	①15人 ②4人	①会員及び関係団体 ②不特定多数	①1100部 ②多数	330
環境の保全を図るための事業	ペットボトル回収の支援	随時	渋谷区	2人	会員及び地域住民	50人	0

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人ぱれっと

1 事業実施の方針

「余暇活動支援の場」においてはたまり場ぱれっとの活動、「就労支援」においては、福祉作業所おかし屋ぱれっと、工房ぱれっとの運営、「暮らしの場での援助」においては、ぱれっとホームの運営、「国際協力」においてはぱれっとインターナショナル・ジャパンの運営、その他広報啓発事業など、それぞれのぱれっとセクションの活動を通し、すべての人々が当たり前に暮らせる社会の実現に向け事業を行なう。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【136,344】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
余暇活動を障害のある人たちと共に行う事業	月の余暇プログラム及び各種クラブ活動（ダンス教室、劇団）	通年	渋谷区内または東京都内	1人	障害者とボランティア	70人	2,585
障害のある人を対象とした就労支援事業	クッキー・ケーキなどの焼き菓子作り、縫製・雑貨制作、包装・箱折等の軽作業及び、販売納品企業就労に向けての就労援助	通年	渋谷区内	6人 アルバイト1名	知的障害者	22人	79,123
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	安らげる暮らしの場を提供及び地域での生活支援	通年	渋谷区内	5人 アルバイト11名	知的障害者	14人	53,842
知的障害者を対象とした国際支援事業 国外の民間非営利活動の関係者との交流とそれらに対する研修事業	①スリランカ訪問 ②オンラインによる交流	①2月 ②5月・6月・9月・12月・2月	①スリランカ・ネパール ②渋谷区内	1人	障害のある当事者/海外NGO団体	15名	455
広報、啓発活動事業	①つうしん発行 ②書籍、ホームページによる広報活動	①年6回 (5.7.9.11.13) ②通年	①日本、マレーシア、ケニア ②都内	①15人 ②4人	①会員及び関係団体 ②不特定多数	①1100部 ②多数	340
環境の保全を図るための事業	ペットボトル回収の支援	随時	渋谷区	2人	会員及び地域住民	50人	0

2025年度 活動予算書 特定非営利活動法人ぱれっと

円

科目	金額	
1.経常増減の部		
(1)経常収益		
受取会費・入会金		
正会員受取会費	1,581,000	
賛助会員受取会費	1,290,000	
受取会費・入会金合計		2,871,000
事業収益		
余暇活動を障害のある人たちと共に行う事業収益	730,000	たまり場活動収入
障害のある人たちを対象とした就労支援事業収益	57,062,000	訓練等給付費収益
障害のある人たちを対象とした就労支援事業	26,000,000	【就労支援事業収益】
障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス事業	35,340,000	共同生活援助事業収益
知的障害者を対象とした国際支援事業	0	
国外の民間非営利活動の関係者との交流とそれらに対する研修事業	0	
広報、啓発活動事業	15,000	書籍等販売事業収益
環境の保全を図るための事業	70,000	売電収益
事業収益合計		119,217,000
受取補助金等		
受取渋谷区補助金	10,188,000	
受取民間助成金	220,000	
受取補助金等合計		
受取負担金		10,408,000
受取負担金	10,350,000	
受取負担金合計		
受取寄付金		10,350,000
受取寄付金	5,886,000	
受取寄付金合計		
雑収益		5,886,000
受取利息	5280	
受取保険料	0	
受取配当	300	
雑収益	30,000	
雑収益合計		
経常収益合計		35,580
(2)経常費用		148,767,580
事業費		
【人件費】		
給料手当	52,000,000	
通勤費	1,496,500	
臨時雇賃金	11,405,000	
法定福利費	7,265,000	

2025年度 活動予算書 特定非営利活動法人ぱれっと

円

科目	金額	
中退金掛金	920,000	
退職給付費用	350,000	
福利厚生費	3,482,000	
【人件費計】		
【その他費用】		76,918,500
食材費	3,850,000	
渉外費	17,000	
旅費交通費	406,000	
ボランティア交通費	70,000	
通信運搬費	988,000	
減価償却費	7,540,700	
消耗什器備品費	800,000	
機関紙発行費	250,000	
出版事業費	15,000	
活動費	720,000	
広告宣伝費	53,000	
消耗品費	200,000	
消耗品費(入居者)	470,000	
修繕費	2,257,000	
新聞図書費	20,000	
研修費	231,000	
光熱水料費	2,000,000	
賃借料	9,623,450	
保険料	460,000	
諸会費	21,000	
支払手数料	2,625,000	
租税公課	8,200	
雑費	510,000	
【その他費用計】		
【就労支援事業費】	26,000,000	33,135,350
事業費合計	.	136,053,850
管理費		
【人件費】	55,685	
役員報酬	2,135,000	
給料手当	80,000	
通勤費	350,000	
臨時雇賃金	320,000	
法定福利費	25,000	
福利厚生費		
【人件費計】		2,965,685

2025年度 活動予算書 特定非営利活動法人ばれっと

円

科目	金額	
【その他費用】	58,000	
渉外費	30,000	
会議費	74,000	
旅費交通費	20,000	
ボランティア交通費	50,000	
通信運搬費	940,000	
減価償却費	0	
消耗什器備品費	86,000	
消耗品費	50,000	
修繕費	45,000	
新聞図書費	155,000	
賃借料	45,000	
保険料	65,000	
諸会費	462,000	
支払報酬	250,000	
支払手数料	6,000	
租税公課	0	
支払利息	10,000	
雑費		
【その他費用計】	2,346,000	
管理費合計	5,311,685	
経常費用計		141,365,535
当期経常増減額		7,402,045
2.経常外増減の部		
(1)経常外収益		
経常外収益合計		0
(2)経常外費用		
退職給付費用	2,480,000	
経常外費用計		2,480,000
当期経常外増減額		-2,480,000
税引前当期正味財産増減額		4,922,045
法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000
当期正味財産増減額		4,852,045
正味財産期首残高		158,573,575
正味財産期末残高		163,425,620

2026年度 活動予算書 特定非営利活動法人ばれっと

円

科目	金 額	
1.経常増減の部		
(1)経常収益		
受取会費・入会金		
正会員受取会費	1,600,000	
賛助会員受取会費	1,300,000	
受取会費・入会金合計		2,900,000
事業収益		
余暇活動を障害のある人たちと共に行う事業	800,000	たまり場活動収入
障害のある人たちを対象とした就労支援事業	58,000,000	訓練等給付費収益
障害のある人たちを対象とした就労支援事業	26,000,000	【就労支援事業収益】
障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス事業	36,070,000	共同生活援助事業収益
知的障害者を対象とした国際支援事業	0	
国外の民間非営利活動の関係者との交流とそれらに対する研修事業	0	
広報、啓発活動事業	10,000	書籍等販売事業収益
環境の保全を図るための事業	70,000	売電収益
住宅確保要配慮者を対象とした居住支援事業	0	
事業収益合計		120,950,000
受取補助金等		
受取渋谷区補助金	10,188,000	
受取民間助成金	200,000	
受取補助金等合計		10,388,000
受取負担金		
受取負担金	10,350,000	
受取負担金合計		10,350,000
受取寄付金		
受取寄付金	6,000,000	
受取寄付金合計		6,000,000
雑収益		
受取利息	500	
受取配当	300	
雑収益	100,000	
雑収益合計		100,800
経常収益合計		150,688,800
(2)経常費用		
事業費		
【人件費】		
給料手当	52,560,550	
通勤費	1,600,000	
臨時雇賃金	11,300,000	

2026年度 活動予算書 特定非営利活動法人ぱれっと

円

科目	金額	
法定福利費	8,218,220	
中退金掛金	950,000	
退職給付費用	350,000	
福利厚生費	3,470,000	
【人件費計】		78,448,770
【その他費用】		
食材費	4,000,000	
渉外費	50,000	
旅費交通費	450,000	
ボランティア交通費	70,000	
通信運搬費	1,000,000	
減価償却費	8,040,000	
消耗什器備品費	800,000	
機関紙発行費	250,000	
出版事業費	15,000	
活動費	750,000	
広告宣伝費	53,000	
消耗品費	200,000	
消耗品費(入居者)	550,000	
修繕費	2,250,000	
新聞図書費	20,000	
研修費	300,000	
光熱水料費	2,000,000	
賃借料	7,100,000	
保険料	460,000	
諸会費	21,000	
支払手数料	3,000,000	
租税公課	8,200	
雑費	510,000	
【その他費用計】		31,897,200
【就労支援事業費】	26,000,000	
事業費合計		136,345,970
管理費		
【人件費】		
役員報酬	55,685	
給料手当	2,200,000	
通勤費	80,000	
臨時雇賃金	350,000	
法定福利費	330,000	
福利厚生費	25,000	

2026年度 活動予算書 特定非営利活動法人ばれっと

円

科目	金額	
【人件費計】	3,040,685	
【その他費用】		
渉外費	50,000	
会議費	50,000	
旅費交通費	50,000	
ボランティア交通費	20,000	
通信運搬費	20,000	
減価償却費	950,000	
消耗什器備品費	86,000	
消耗品費	50,000	
修繕費	70,000	
新聞図書費	155,000	
賃借料	45,000	
保険料	65,000	
諸会費	65,000	
支払報酬	500,000	
支払手数料	250,000	
租税公課	6,000	
雑費	10,000	
【その他費用計】	2,442,000	
管理費合計	5,482,685	
経常費用計		141,828,655
当期経常増減額		8,860,145
2.経常外増減の部		
(1)経常外収益		
経常外収益合計		0
(2)経常外費用		
退職給付費用	2,480,000	
経常外費用計		2,480,000
当期経常外増減額		-2,480,000
税引前当期正味財産増減額		6,380,145
法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000
当期正味財産増減額		6,310,145
正味財産期首残高		171,162,688
正味財産期末残高		177,472,833